

7 瀬戸内海環境保全対策

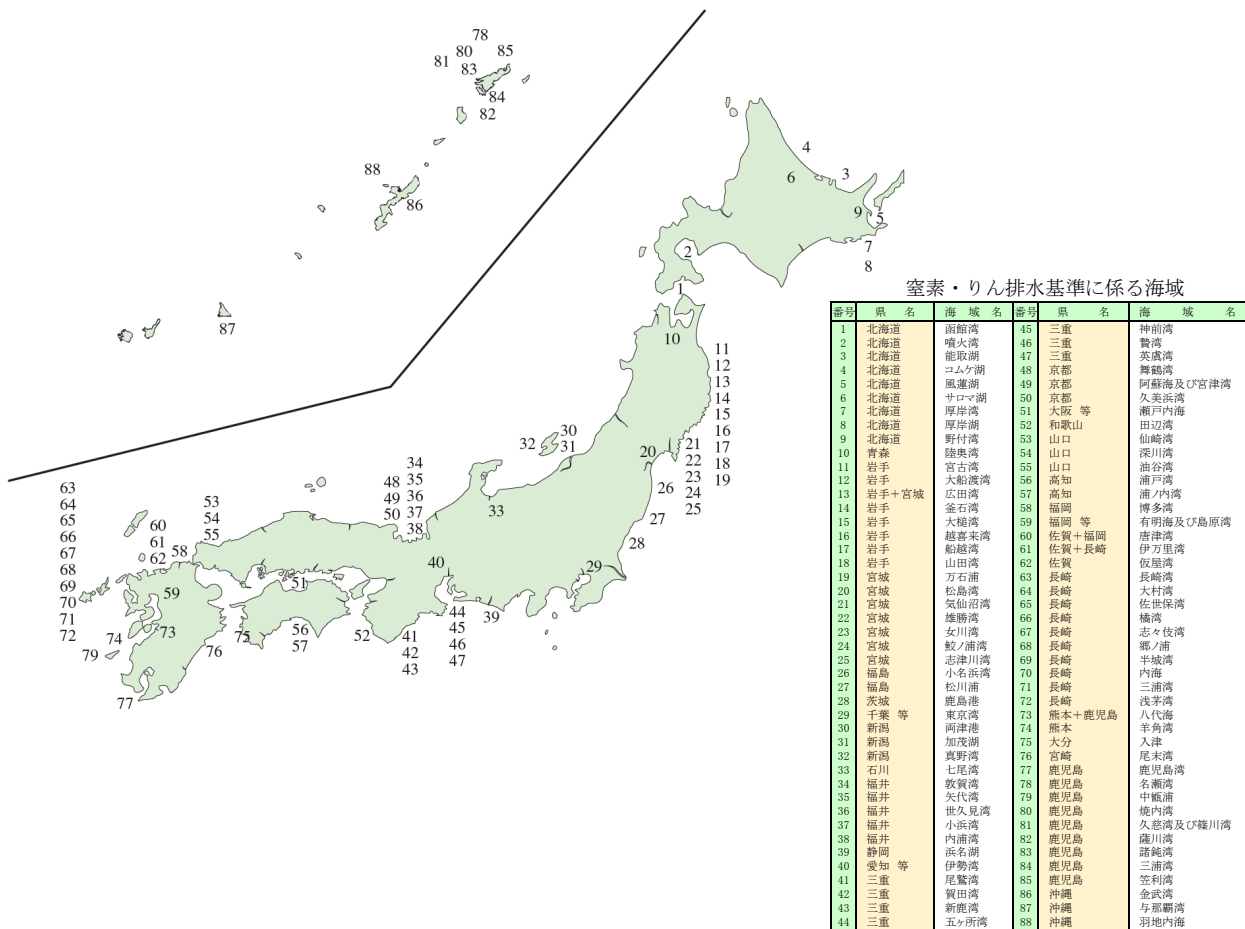


図 7-3 窒素・りん排水規制実施状況図

水質汚濁防止法

第2条第2項第2号 生活環境項目を政令で定める。

第3条第1項 排水基準を環境省令で定める。

水質汚濁防止法施行令の一部改正（H5.8.27政令第281号）

排水基準を定める省令の一部改正（H5.8.27府令第40号）

第3条第1項第13号
窒素又は燐の含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。）

○排水基準の追加
窒素含有量 120mg/ℓ（日間平均 60mg/ℓ）
燐含有量 16mg/ℓ（日間平均 8mg/ℓ）
環境大臣の定める海域及びこれに流入する公共用水域に適用。

水質汚濁防止法施行規則の一部改正（H5.8.27府令第39号）

○附則
（暫定排水基準）
・環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出する工場又は事業場のうち、附則別表第二の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場については、平成15年9月30日までの間は附則別表第二の下欄に掲げる値を排水基準値とする。

第1条の3
①燐については、次に掲げる算式（*1）により計算した値が1.0以上である海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/ℓを超えるものを含む。）その他の水が滞留しやすい海域及びこれに流入する公共用水域に排出される場合。
②窒素については、燐と同じ。
（*1） $\sqrt{S \cdot D_1 / W \cdot D_2}$
S：当該海域の面積（単位Km²）
W：当該海域と他の海域との境界線の長さ（単位Km）
D₁：当該海域の最深部の水深（単位m）
D₂：当該海域と他の海域との境界における最深部の水深（単位m）

環境省告示（H5.8.27告示第67号）

○窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域 88

図 7-4 海域に係る窒素・りん排水規制の制度的仕組み